



# 令和8年度 入学料の減免について

山梨県では修学を援助するために、県立高校の入学料減免制度を設けています。入学料の減免（全額免除）を希望される場合は、事務室までご連絡ください。

## 1 減免を受けることができるのは？

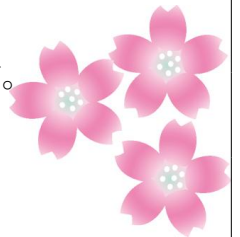
- ① 保護者等全員の道府県民税及び市町村民税の所得割が非課税の世帯
- ② 保護者等の所得が失業等により減少し、著しく生活困難と認められる世帯
- ③ 災害で被害を受けた場合等

## 2 必要な書類は？

- ① の場合
  - ・減免申請書（第3号様式）
  - ・令和7年度課税証明書
- ② の場合
  - ・減免申請書（第1号様式）
  - ・令和7年度課税証明書
  - ・最近3ヶ月の収入状況を証明する書類、雇用保険受給資格者証写し等
- ③ の場合
  - ・り災証明書、交通事故証明書、収入状況を証明する書類、その他必要に応じて戸籍謄本等

## 3 修学を援助する他の制度

公益財団法人「山梨みどり奨学会」の育英奨学金貸与制度があります。詳しくは担任の先生にご相談ください。



## 4 授業料の減免について

授業料が原則無料となる高等学校等就学支援金制度に該当しない場合、授業料が発生します。授業料の減免制度を希望される場合は、事務室までご連絡ください。

## 5 お問い合わせ先

申請に関すること

甲府昭和高等学校 事務室 TEL 055-275-6177

制度に関すること

山梨県教育庁 高校教育課 TEL 055-223-1769